平成２２年（フ）第２１７０号
埼玉県蕨市南町４丁目39番20号　コスモプレイス蕨104号
債務者　飯田　興治
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７１号
さいたま市浦和区元町１丁目10番17号
債務者　阿部ナヲミ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９７号
埼玉県鴻巣市本町８丁目５番５号
債務者　齊藤　昌司
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
静岡県熱海市西熱海町１丁目15番１号　竹の沢ビバリーハイツ807
債務者　津田まさゑ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
静岡県駿東郡清水町伏見666番地の２　ＹＭガーデン一102号
債務者　諏訪部真由美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
静岡県御殿場市東田中128番地の５　株式会社フジスポーツセンター内202
債務者　関谷　　清
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２５号
名古屋市昭和区広路通１丁目２番地の１　アートホーム広路406号
債務者　小原事務所こと　小原　康孝
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４５号
大阪府富田林市錦織南２丁目18番17号
債務者　三木　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５８号
堺市堺区栄橋町１丁６番５一202号
債務者　福田　浩典
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２１号
堺市西区浜寺昭和町１丁114番地１　浜寺団地３一103号
債務者　山中　勘太
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２３号
堺市南区庭代台３丁13番５一307号
債務者　片山智惠子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３２号
堺市東区引野町３丁65番地
債務者　安井　久実
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３５号
堺市西区草部1021番地　５棟503号
債務者　中井真喜子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９６８号
大阪府富田林市寿町２丁目４番16号
債務者　簑城　　勤
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
北海道苫小牧市桜木町４丁目５番11号　丹羽アパート２階４号
債務者　白銀　一男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３３０号
北海道苫小牧市明徳町１丁目31番17号　ロイヤルハイム錦岡204号
債務者　中村　弘道
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２７号
北海道北見市端野町一区513番地
債務者　日置　俊平
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係